

派遣労働者と事業主向け

# 無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、  
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた  
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、  
滋賀労働局需給調整事業室で「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。



## お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

 **077-526-8617**

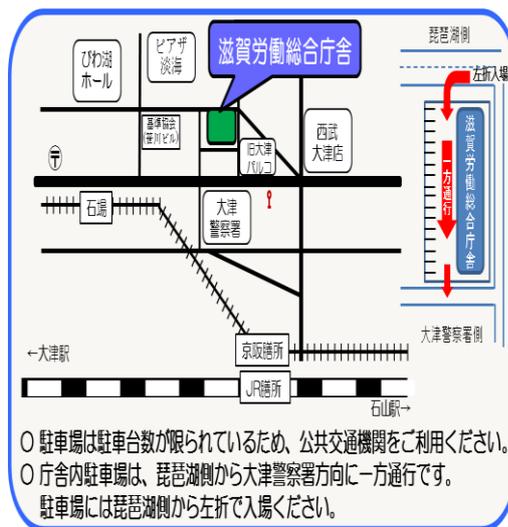
(受付：平日 8時30分～17時15分)

働き方改革  
見守りキヤット



<アクセス>

滋賀労働局  
派遣労働者の均等・均衡待遇  
に係る特別相談窓口  
〒520-0806  
大津市打出浜14番15号  
職業安定部 需給調整事業室  
滋賀労働総合庁舎 5階



〇 駐車場は駐車台数が限られているため、公共交通機関をご利用ください。  
〇 庁舎内駐車場は、琵琶湖側から大津警察署方向に一方通行です。  
駐車場には琵琶湖側から左折で入場ください。



- ※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
- ※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、お近くの「働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者をご説明します。